

令和7年7月10日

総務部長 武富 将志
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、7月10日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

指名停止業者名（本社所在地）	指名停止期間
新明和工業株式会社 (兵庫県宝塚市新明和町1番1号)	令和7年7月11日 ～令和7年9月24日 (2.5か月)

2 理由

前記事業者は、特定エレベーター方式PS設置工事において、機械式駐車装置メーカー間で情報交換し、当該工事の供給に関する調整を行い供給価格の低落防止等を図っていた。このことが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第6号（独占禁止法違反行為）に該当する。